

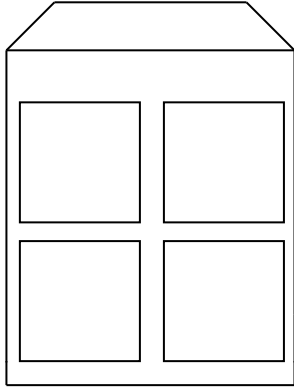
# 東員町封筒広告掲載募集要項

## 1 趣旨

この要項は、町が作成する郵送用封筒への広告掲載を募集するにあたり、必要な事項を定めるためのものです。

## 2 広告媒体の種類

- (1) 対象 町共通封筒のうち、今年度印刷する角型2号封筒の裏面とします。
- (2) 用途 役場本庁舎及び笹尾連絡所等において、業務（住民及び企業、行政機関への文書の送付等）に使用します。
- (3) 募集内容

|                                  |                                                                                                               |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広告掲載の対象                          | 角型2号封筒（裏面）                                                                                                    |
| 枠数／枚                             | 4枠                                                                                                            |
| 規格枠                              | 縦9cm×横9cm                                                                                                     |
| 募集口数                             | 4口                                                                                                            |
| 印刷枚数                             | 10,000枚                                                                                                       |
| 掲載料／口                            | 30,000円                                                                                                       |
| 刷り色                              | 黒色、白色、灰色 三色                                                                                                   |
| 封筒の色                             | 黒色、白色、薄緑色 三色                                                                                                  |
| イメージ<br>（実際の配置等は<br>異なる場合があります。） | <br>(封筒寸法：幅240mm×天地332mm) |

## 3 掲載期間

広告を掲載した封筒の印刷枚数の使用が終了するまでとします。

なお、封筒は過去に作成した在庫分を使用していくため、広告入り封筒を作成後もしばらくの間は、過去に作成した封筒を使用する場合があります。

#### 4 掲載できる広告について

東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条により、次の各号に該当する広告は掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 資産等を含め良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種又は事業者の事業等を広告するもの
- (12) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

その他、詳細については、東員町広告掲載基準をご覧ください。

#### 5 応募方法

有料広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて役場総務課へ提出してください。また、広告の原稿について電子データがある場合には、下記メールアドレス宛にお送りください。

郵送による場合は、書留に限ります。（募集期間内に役場へ必着）

#### 6 募集期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月30日（金）まで

#### 7 選定方法

申し込みのあった広告については、東員町有料広告審査委員会において、掲載の可否を決定します。審査で認められた広告の数が募集の数を超えたときは、東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱第6条第2項の規定により決定しますが、優先順位を同じくする複数の掲載申し込みがあった場合には抽選により掲載広告を決定します。

## ８ 掲載料の納付

広告の掲載料は、掲載決定後、町長の指定する日までに一括前納するものとします。

## ９ 広告掲載の取り消し

町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに版下原稿及び電子データを提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消します。

## １０ その他

この募集要項に定めるもののほか、東員町有料広告掲載事業に関する基本要綱の規定に従います。

### 【応募・問い合わせ先】

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

東員町役場総務課 電話 0594-86-2800

FAX 0594-86-2850

<https://www.town.toin.lg.jp>

E-mail : [soumu@town.toin.lg.jp](mailto:soumu@town.toin.lg.jp)